

防災行政無線システム更新等業務及び長期保守業務委託 提案依頼用仕様書

1 業務委託名

防災行政無線システム更新等業務及び長期保守業務委託

2 業務の目的

本市の防災行政無線システムは、平成22年から運用を開始して以降14年が経過し、老朽化してきたことから更新する必要がある。

本業務では、当該設備の充実や課題解決等を目指し、専門的な知識やノウハウの豊富な事業者の支援をうけることにより、将来的にも拡張性・汎用性の高い防災行政無線システムを構築することと、効率的な情報収集並びに情報発信のための防災情報システムを構築すること。併せて、構築後の両システムの長期保守業務を実施することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和20年3月31日まで

4 業務内容

既設デジタル防災行政無線システム（16QAM方式）に代わるデジタル防災行政無線システム（QPSK方式）への更新及び防災情報システム・防災ポータルサイトを構築し、これらのシステムの性能を維持できるように保守に関する業務を行うものである。

なお、各業務については「防災行政無線システム更新業務要求仕様書」及び「防災情報システム導入業務要求仕様書」で求める水準を満たすものとする。

5 業務担当責任者

このプロポーザルの公告の日から起算して過去3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者の中から業務担当責任者を選任すること。また、防災行政無線システム更新及び防災情報システム導入の各業務に従事するプロジェクトメンバーには、過去に各業務の履行実績を持つ業務担当者を配置し、業務を円滑に実施できる体制とすること。

6 支払方法

出来高管理を実施し、支払いについては年度毎の支払いとし、検査完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

7 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。

- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに本市に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。
- (5) 本契約は、個人情報を取り扱う業務であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等のほか、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

8 再委託

再委託は原則禁止とする。再委託する必要がある場合は、事前に再委託範囲及び内容並びに再委託先に関する情報を本市に提示し承認を得ること。

また、再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託において問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

9 個人情報の取扱いの委託に関する検査

- (1) 委託者は、本委託業務に係る個人情報が適正に取り扱われているかどうか検証及び確認するため、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況その他本委託契約の規定に基づく必要な措置の状況について、実地検査又は書面検査により確認する。検査実施方法については別途委託者から通知するものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、受託者を通じて又は委託者自らが再委託先に対して、上記(1)の検査を行うものとする。なお、委託者が受託者を通じて検査を行うこととしたときは、受託者は検査結果について委託者に報告するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

10 法令等の遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、業務の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

11 契約の解除

- (1) 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- ア 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - イ 履行期限内に委託業務を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - ウ 正当な理由なく、次の履行の追完がなされないとき。
 - (ア) 発注者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
 - エ 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (2) 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- ア 次の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
 - (ア) 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
 - イ 委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - ウ 受託者が委託業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - エ 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - オ 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - カ 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
 - ク 次の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (ア) 受託者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (イ) 受託者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- a 発注者が業務内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - b 業務中止の期間が、頭書の履行期間の2分の1以上に達したとき。
- ケ 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- (ア) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (キ) 受託者が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

12 その他

本提案依頼用仕様書に記載のない事項については、発注者・受託者が双方協議の上、決定する。

以 上